

○国立大学法人宮崎大学人事制度等委員会規程

平成16年4月1日  
制 定

改正 平成17年3月30日 平成18年3月23日  
平成19年2月22日 平成23年9月22日  
平成24年3月29日 平成26年3月28日  
平成27年10月1日 平成27年12月24日  
令和2年9月24日 令和3年10月1日

(設置)

第1条 国立大学法人宮崎大学（以下「本法人」という。）に、国立大学法人宮崎大学人事制度等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本法人の人事制度等に関する事項を調査・検討し、その具体的実施案を取りまとめ、役員会へ報告
- (2) 本法人の人事制度等に関する点検・評価

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 人事・基金・SDGs担当理事
  - (2) 総務担当理事
  - (3) 目標・評価担当副学長
  - (4) 副学部長 各学部1人
  - (5) 企画総務部長
  - (6) 財務部長
  - (7) その他学長が必要と認める者
- 2 前項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項第7号の委員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、任命した学長の任期の末日以前でなければならない。
- 4 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は人事・基金・SDGs担当理事、副委員長は委員長が指名する者とする。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、関係部局等の協力を得て、企画総務部人事課において処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成27年12月24日から施行する。

附 則  
この規程は、令和2年9月24日から施行する。

附 則  
この規程は、令和3年10月1日から施行する。